



富山県から伝わる伝統芸能「樽真布獅子舞」

文化財は市民の財産です

文化財保護 条例

次代に伝えよう歴史的文化遺産

文化財は、人々が長い歴史の中でつくり出し、祖先から伝えてきた文化遺産や、学術的価値の高い動植物、地質鉱物などをいいます。

とくに、日本は海外の文化をとり入れながらも、独自の文化を歴史的に受けついで、現在の文化があります。

も、古代の土器や、つい最近までの鍋、釜による水かげん火かげんという親から子へ伝えられた米を食べる民族としての文化があり、道具があります。

また、近代的な住宅を建てるにしても和室を忘れず、建具が金属製になっても、木目文様を愛するように、木の文

化を受けついでいます。

このように、わたくしたちの生活を見まわしても、伝統的な文化とは切り離して考えられません。

このことは、伝統的な文化を正しく理解し、その結晶である文化財を保存し、これらの文化を考え、創造するために活用するということが、

土の中に埋もれている先住民などの残した埋蔵文化財は、国の法律（文化財保護法）によって、国民みんなが保護に協力しなければならぬと決められています。

埋蔵文化財は、土器石器など先住民がどんな生活をしてきたかを知るための大変重要な資料で、とくに北海道は大陸や本州の文化の影響を受けながら、日本の中でも特殊な古代史があったことが知られています。

縄文時代、擦文時代、オホツク文化など聞きなれない古代の文化やアイヌ文化などいずれも北海道だけの歴史であり、この遺跡を破壊することは、日本の古代史をゆがめる危険なことであることを忘れてはなりません。

埋蔵文化財は届出が必要です

よって破壊することは、法律で禁じられています。

法律では、遺跡を現状のまま保存するのが原則ですが、どうしても工事をしなければならぬ時は、事前に教育委員会の発掘調査によって、記録による保存することが決められています。

とくに、埋蔵文化財は土の中に埋まっていますので、発見が難しく、工事中に発見される場合がありますが、この場合も工事を中止して、発見届を出していただくこととなります。

このように、工事が中止になることを避けるためにも、早めに教育委員会に相談してください。



埋蔵文化財や出土状況を学術的に調査

大変重要なことを意味します。

このため、国や道などが国指定、道指定の文化財を保護

してはいますが、それだけで十分とは言えません。

その都市やまちを理解する上で、とても大事なものもあるからです。

このため、市町村が独自で文化財を指定、保護する対策を進めています。留萌市でも、十月一日から「留萌市文化財保護条例」を定め、市民にとって重要なものを、市指定文化財として、市民みんなが保護することになりました。

かつて、留萌の経済をささえていたニシン漁業や大和田に炭鉱のあったことなど、ま

ちの歴史的なことや、日常生活の中でも、餅つきの習慣が忘れられようとしているのと同じように、衣食住など生活習慣など、わたくしたちの記憶が薄れて行くのと同時に、その当時から伝えてくれるいろいろな文化財も、姿を消して行く現状です。

今、わたくしたちが、このような文化財を保存し保護して行かなければ、次の世代に伝える文化遺産が、留萌市内から失われて行くことを、市民みんなが真剣に考えなければならぬ時なのです。

は、留萌市民にとって重要な財産であるとの考えから、私有物であっても文化財に指定されます。

しかし、あくまでも本人の同意があった場合で、所有権などは尊重されますが、公開や現状の変更などには許可や届出が義務づけられます。

また、指定された文化財を破損した場合などは、罰則が定められるなど、市、所有者市民が一体となって、文化財を市民的財産として保護することを定めています。



賑わいを見せる大昔の留萌（松浦武四郎『西蝦夷日誌』より）

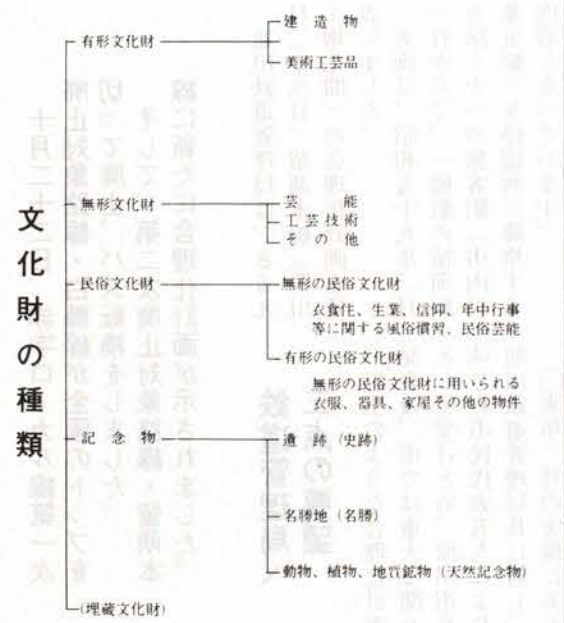
文化財保護条例のあらまし

留萌市の文化財を保存、保護するため「留萌市文化財保護条例」が、十月一日から定められました。

このため、「留萌市文化財審議会」の意見を聞き、留萌市にとって重要なものを「留萌市指定文化財」として指定すると共に、市民みんなが保護に協力しなければならぬことになりました。

指定される文化財

留萌市指定文化財



明治三十二年塩見町出土の星かぶと（室町時代以前）

